

〔文献紹介〕

四宮和夫著『信託法〔新版〕』

奥田昌道

I はじめに

本書は、1988年4月28日逝去された故四宮和夫教授の遺作である。本書の刊行に尽力された能見善久教授による『『新版はしがき』にかえて』によれば、「四宮和夫先生が逝去された時に、本書の原稿は、『信託の終了』部分を残すのみで、九割以上できあがっていた。原稿の文章も特に手を加える必要がないほど完成されていた。そこで関係者相談の結果、残された原稿をもとに本書を完成させることになった」ということである。そこで「信託の終了」の部分のみは、旧版・増補版のまま維持されることとなった。

以上のような経緯で完成された本書は、文字通り四宮先生の遺作であり、先生の信託法研究の集大成である。再び『『新版はしがき』にかえて』から引用させていただくならば、「晩年の四宮先生は、必ずしもすぐれない健康状態の中で、全ての力を本書の完成に注いでおられた。旧版以来の信託法の発展はめざましく、とりわけ土地信託や公益信託などの進展は信託法の一般理論にも大きな影響を与えており、こうした最近の成果を本書の中に取り入れることが一つの課題であった。また、10年近くいた信託法研究会における研究成果を生かすことも本書の大きな眼目であった。いずれの課題もほぼ達成されているのではないかと思われる。」と記されている。

本書を手にし、『『新版はしがき』にかえて』を読んだ時、信託法研究に捧げられた先生の情熱、責任感、真摯な学究的態度に頭の下がる思いがした。「文献紹介」執筆の依頼を受けた時、信託法の専門研究者でない私がこれをお引き受けするなど、まことに分を超えた、否、著者に対する冒瀆ではないかと思うとともに、他方では、先生から受けた数々の学恩を思うときこの機会に本書を勉強し、そこから得たものを書き記し、これを出発点として自らの研究を深めることが先生の学恩に対しお応えする道ではないかとの思いにかられた。そこで「文献紹介」をさせていただくこととなったが、私は、これまでのわが国における信託法学説の潮流、変遷や、何が通説で何が少数説あるいは異説であるか、などほとんど知らないといってよい。本書を読んではじめて、通説、少数説、学説の流れ、変遷、等々について知ったというのがいつわらざるところである。そうい

うわけで、以下に記すところは、信託法研究の素人がみた本書の紹介ということで、数々の誤解や見当違いの点があればお許しいただき、御教示をお願い申し上げる次第である。

II 本書の位置づけ

本書の初版(旧版)が刊行されたのが昭和33年(1958年)であり、戦後はじめての、信託法の本格的体系書であった。同書は、わが国の信託法研究における金字塔であり、随所にみられる著者の独創的な見解と理論水準の高さによって、その後の信託法学の礎石となった。その後約20年を経て、旧版の末尾に「補遺」(15頁)を付されて、増補版として出されたのが昭和54年(1979年)であるが、このたび、大幅な加筆・補正が施されて、『信託法 [新版]』として世に送られたのが本書である。量にしてほぼ2倍の厚さになっている(旧版は本文175頁、新版は本文359頁)。通読したところ旧版で示された著者の基本的な考え方は、新版にもほぼ変わりなく受け継がれているように見受けられる。それだけに、新版では著者の考え方がより丁寧に詳しく述べられているほか、能見教授の「『新版はしがき』にかえて」で述べられているところの「旧版以来の信託法の発展」、「とりわけ土地信託や公益信託などの進展」の成果、ならびに「信託法研究会における研究成果」が、詳細な「注」の形で取り入れられているように見受けられる。全体として本書は、信託法の基礎理論を明快に提示するとともに、それを土台としつつ近時の実務上の諸問題や問題状況に関してゆき届いた叙述がなされ、またそれらに関する文献が適切に指示されており、信託法を学び、信託法学の理論状況を知ろうとする者、信託実務の現在の問題状況を知りたく思う者、にとって、本書はまことに信頼できる体系書であり、案内書であると思う。

本書に示された四宮理論を支えているものは、著者の処女論文「信託行為と信託」(昭和16年、初出・法学協会雑誌、のち『信託の研究』(昭和40年)所収)を支柱とし、その後いろいろな機会に執筆された諸論文、すなわち、「信託法における信託違反受託者の賠償責任の性質」(昭和32年)、「受託者の忠実義務」(昭和38年)、「信託法第九条の意味内容」(昭和40年)——以上いずれも『信託の研究』所収——、「委任と事務管理」(昭和46年)、「財産管理制度としての信託について」(昭和49年)、「間接代理に関する一考察——信託との関係を中心として——」(昭和50年)、「物権的価値返還請求権について」(昭和50年)——以上いずれも『四宮和夫民法論集』(平成2年、弘文堂)所収——の珠玉の諸論文である。

文献紹介

Ⅲ 本書の内容

本書は、「第一編 序論」「第二編 信託の設定」「第三編 信託行為の効果（信託関係）」「第四編 信託の終了」「第五編 信託に対する監督」の五編から成るが、主要部分は第一編～第三編である（1～345頁まで）。以下には、これらの中から本書の特徴的な部分ないしは私の関心を惹いた箇所を取り上げることによって内容紹介とさせていただこうと思う。

1. 「第一編 序論」の「第一章 信託法」では、信託法制定の背景および制定の経緯が略述されている（旧版にはなかった）。特別信託法に関する諸規定についても丁寧に触れられている。「第二章 信託」では、信託についての著者の基本的な考え方が明快に示される。まず「第一節 信託の観念」において、信託とは、「ある者（委託者）が法律行為（信託行為）によって、ある者（受託者）に財産権（信託財産）を帰属させつつ、同時に、その財産を、一定の目的（信託目的）に従って、社会のためまたは自己もしくは他人——受益者——のために、管理・処分すべき拘束を加えるところに成立する法律関係」であると定義される（7頁）。そして信託の法的特色は次の諸点に存するとされる。（ア）特定された財産を中心とする法律関係であること、（イ）受託者が財産権の名義者となること、（ウ）受託者に財産の管理・処分の権限（権利義務）が与えられること、（エ）受託者の管理・処分の権限は排他的であること、（オ）受託者の権限は自己の利益のために与えられたものではなく、他人のために一定の目的に従って行使されなければならないこと、（カ）法律行為によって設定されること、である。次に、信託の本質的特色として次の3点をあげる。①特定の財産権について、対世的に権利者とみられる者（受託者）と、その財産権から生ずる利益を享受する者（受益者）とが分裂すること、②そのような分裂が、前者（受託者）をして後者（受益者）のために事務を処理せしめるという関係に伴うものであること、③「事務処理関係特有の『財産』と『権能』の分裂について、その復元が、後に述べるような、信託財産の（制限されたものではあるが）独立性や利益享受者の一種の追及権（31条）によって準物権的に保護されていること」（14頁）。実はこの③の部分は難解である。そこにいわれる「財産」と「権能」の分裂とは、「名義（形式的な財産権帰属）と管理権」（その担い手は受託者）と「財産的利益の実質的享受権（受益権能）」（その担い手は受益者）との分裂のことであり、「その復元」とは、このような分裂ゆえに後者（実質的利益享受権＝受益権）が蒙るおそれのある不利益ないしは危険からの回復ないしは保護のことであろう。ともあれ、このようにして信託は、「他人に事務処理をさせるという形で、『形式的な財産権帰属者』＝『管理権者』と、『実質的利益享受

者』を分裂させながら、利益享受者のために《財産の安全地帯》となることができる」のである。「かような信託の特性を利用することによって、信託は、財産権なし財産権者（財産権者になるべき人を含む）についての状況を——実質的に失うことなくして——財産権者のさまざまな目的追求に応じた形に転換することを、可能にする」とし、「いかなる状況の転換に関するかという観点から」、信託のさまざまな事例をとりあげ、整理分類している（16—35頁）。これをみると、読者は、信託がわれわれの生活の中で、どんな目的でどのような形態で利用されているのかについての概観を得ることができる。さらに著者が、例えば、特別障害者扶養信託、合同運用信託、貸付信託、証券投資信託、設備信託、ビジネス・トラスト、セキュリタイゼーション、等々について「注」を付して詳しい解説を施した関連の文献を挙げている点は、読者の理解を助ける上で有益である。また「寄附の法律的性質」に関連して「受寄者介在型寄付」についての問題点の指摘（25頁）からも教えられるところが多い。

「第二節 信託の種類」においては、「公益信託」および「集団信託」について詳しく説明されている。とくに、「複数の地権者が個別に委託者となって、一つの企画に参加する形態の土地信託」と「集団信託」との対比や、「合同運用される金銭信託の場合、受益権は預金債権に接近すること」の説明、「集団信託については、信託の構成として債権説を採ってもよい、という説」の紹介とそれに対する著者の批判的見解は、いずれも興味深いものであるとともに、著者が近時の問題やこれをめぐる学説に対してどのように対されているかをうかがわしめる例である。

2. 「第三節 信託の基本的構造」（58—81頁）は、信託の基本的構造に関する著者の見解が鮮明に提示されている部分であり、信託に関する著者の基本的理解がここに総括されており、第二編以降の本論（各論）における諸問題の解決ないしその出発点は、すべてここから始まっているといって過言ではないように思われる。それは著者が第三節の末尾において次のように述べていることとも軌を一にする。すなわち、「したがって、信託法の規定の意味を考え、また信託に関するいろいろの問題を解決しようとして去就に迷う場合、われわれとしては、——解釈上の一応の指針として——信託財産の不完全な実質的法主体性（この不完全性の反面である受託者個人の地位も、もちろん含めて）を念頭におき、さらに、必要に応じて、信託財産と受託者との間の信頼関係や受益権の特殊な性格を、思い浮かべればよいのである」（80頁）と。

そこで、信託の基本的構造についての著者の見解をまとめてみると次のように要約できるであろう。《債権説》といわれるかつての通説は、「信託は、委託者が財産権の完全権を受託者に与え、受益者のためにその財産権を信託目的に従って管理・処分すべき債

文 献 紹 介

務を受託者に負わせる制度である」というように、「受託者の完全権と受益者の債権」とで信託を構成した。受託者の完全権に反する規定や受益権の物権的効力を認める規定——受益者の取消権（追及権）、信託財産の独立性、物上代位性に関するもの——については、特に法によって認められた例外だとか、特別財産性によって説明するにとどまっていた。いわば平板な理解の域を越えなかった。しかし、著者によれば、信託の基本的構造は、信託財産を中心とする、委託者・受託者・受益者の間のダイナミックな法的関係であり、委託者の受託者に対する信頼を出発点としつつ、それが受益者の受託者に対する信頼へと転化し（信認関係）、他方、受託者は財産権の形式的帰属者（名義人）とはなるものの、受益者こそが財産権の実質的利益帰属者であって、受託者はもっぱら受益者のために財産権を管理処分すべき拘束を受けるとともに、受益者は財産権に対してある種の物権的地位を有する、というように、単に「受託者の完全権と受益者に対する債務」といった割り切り方では到底把握しきれない複雑な関係であり、多面的な理解を促すものである。それを解く鍵は、信託財産の不完全ながらの法主体性の承認にある。受託者が名義と管理権の保持者にすぎず、受益者もまた財産（権）の主体でないとするれば、客体たる信託財産自体の法主体性を承認し、受託者はかかる信託財産（法主体）の「機関」としての地位を占めるものと考え、したがってその義務も第一次的には信託財産に対する義務として理解するのが適切である。他方受益者は信託財産からの実質的利益享受者として、信託財産に対する物的権利を有するものと解する。信託財産の方からみるならば、「信託財産は、内面的統一性と独立性を有するばかりでなく、実質的には他の信託財産・受託者・受益者・第三者と法律関係に立ち、しかも法律関係の項としての単一性（中略）とそれらの法律関係の交錯する中心点として依然変らぬ自己同一性を保持している、ということができる」（74頁）とされる。

以上は、私の理解による不完全な要約であるが、著者は、「信託法の信託の構造に見られる特色は、実質的法主体として独立化した信託財産を中心とする超個人的要素と、受託者を信頼してこれに名義を与えるという個人的要素とを構成原理とする、その《二重性格》に存する。」（80頁）とし、この二重性格あるいは相互に相矛盾する要因が、信託財産の法主体性に不完全さをもたらすものであり、いわば不可避的なものとみる。かくして、信託財産の法主体性の不完全さに端を発し、受託者の地位や権利義務（受益者・第三者に対する関係）にせよ、また受益者の権利（信託財産および受託者に対する）にせよ、いずれもが従来の民法上の概念なり理解では割り切れない内容のものとなっている（例、信託財産に対する受益者の物的相関関係、といった説明）。なお、著者は、「信託財産に重心を置く解釈論的構成の結果、通説とは多くの点で、理解の仕方や結論

を異にするに至った」として、21の事項を挙げている（80頁注(一)）。

3. 「第二編 信託の設定」の「第一章 信託行為の構造・性質」では、「第一節 信託行為の一般的構造」において、信託を設定する当事者の行為としての「信託行為」の形態のうち、まず「信託宣言」について論じられる。信託宣言は、「財産権者がその財産権を他人のために管理・処分する旨を宣言する方法によって、信託を設定すること」であるが、これは、「理論的には可能と考えられるが、一般的にはまだ承認を受けていない。」立法者が排除しようとした信託宣言に属さないものとしては、いわゆる「二重受託」その他が考えられるが、それ以外には、「現行法のもとでは、承認を断念するはかない。」（84—85頁）

そこで次に、わが国における信託行為の支配的形態である信託契約について、その構造・性質が論じられる。著者によれば、信託契約は、「財産権移転の形式を借りて名義と管理権とを付与する」という方法による「事務処理設定行為」であり、「《財産権変動》の契機と《委任》的契機とを含む。《財産権変動》というのは、財産権に信託目的による拘束を加えつつ、委託者の財産圏から分離する物権的行為であるが、それによって発生する財産関係は、受託者による管理の結果が（実質的法主体性をもつ）信託財産に帰属し、それが（客体としての）信託財産に対して物的相関関係に立つところの受益権に反映する、という構造をもったものである。だが、このような信託における財産関係が現実のものとなるためには、受託者による信託財産の管理と受益者への給付という『行為』(facere)を媒介としなければならない。したがって、信託契約は、そのようなfacereを委任する面を含むわけであり、それをとくに《委任》的契機と呼ぶのである。」「むろん、《財産権変動》の部分が信託行為の本体であり、《委任》的契機はいわば手段的地位をもつにすぎない。」（90頁）

次に「第二節 信託契約の性質」では、有償性＝双務性の問題および信託契約の撤回可能性（法的拘束力）の問題が論じられる（94—98頁）。「第三節 他益信託設定行為の特殊性」（98—105頁）では、他益信託と第三者のためにする契約（「第三者契約」と略）との関連が論じられる。著者は、「他益信託設定契約も（自益）信託契約に第三者約款の加わったものと一応考えるのが、大陸法に属するわが民法の体系と斉合的である」として、その見地から設定行為の効果等を取り扱っている。「第二章 信託の成立要件、信託行為の効力発生要件・効果帰属要件」（106—115頁）については、とくに論ずべき点は存しない。「第三章 信託行為の有効要件（広義）」では、「第二節 関係当事者に関する有効要件」のうち「受益者に関するもの」として信託法9条（受託者の受益者兼任禁止規定）が重要である。また、「受益者が一定の条件成就・期限の到来・委託者の

文 献 紹 介

指示等によってAからBに変わる、という内容の信託」の有効性の問題（「受益者連続」の問題性）の論述も興味深い。「第三節 信託財産に関する有効要件」では、議決権信託に関し、「議決権行使の目的をもってする株式の信託的譲渡（議決権信託）は原則として有効とみるべきだが、議決権だけの信託は認められないとおもう」として、自説の根拠を論じている（135—136頁、注(9)(10)）のが注目される。「第四節 信託目的に関する有効要件」で注目されるのは、信託法11条（訴訟信託の禁止）の今日的意義である。判例・学説の状況をふまえて著者は、「本条は、他人の権利について訴訟行為をなすことが許されない場合に、それを『信託』の形式を用いて回避することを、禁止する趣旨と解するほかない」として、本条の適用要件を類型ごとに検討する。

「第四章 信託行為の効力・効果」（156—162頁）、「第五章 信託の公示」（163—172頁）については省略する。

4. 「第三編 信託行為の効果（信託関係）」においては、まず、「信託財産の地位、および信託財産のために現実に活動する諸機関——とくに受託者——の職務権限」が考察の対象とされる（第一章）。信託財産の物上代位性を定める信託法14条の規定は、「信託財産が、信託目的によって内部的に結合された統一性と、個々の財産の変動によっても変ることのない自己同一性（それゆえ信託財産の範囲を示すことになる）を有し、したがってまた、受託者の固有財産からの独立性を有することを、示すものであり、信託財産の実質的法主体性を支える礎石としての意味をもつ重要な規定というべきである。」とされ、このような本条の趣旨からすれば、「本条によって信託財産に属するとされるものは、通説のように信託財産の文字どおりの代位物に限るべきではなく、信託財産の実質的法主体たる地位によって得られたすべての財産を含み、また積極財産のほか、消極財産」をも含むものとされる（175頁）。次に、信託財産は信託目的の独立性を反映して、各関係当事者、ことに受託者個人から独立の地位を有するものとされる。「かように信託財産が実体的に受託者の固有財産から区別されるその特性を、信託財産の独立性と呼ぶ。」信託が《財産の安全地帯》といわれ、信託財産自体を独立の法主体として取り扱いうるのも、この信託財産の独立性のゆえである（181頁）。このような独立性は、(1)受託者の相続財産からの除外、(2)受託者の債権者の強制執行等の排除（但し、16条1項）、(3)受託者の破産財団からの排除、(4)相殺の禁止、(5)混同の排除、(6)添付の規定の適用、等において現われるが、著者はそのそれぞれにつき問題点を（とくに相殺については詳細に）論じている。（以上、「第二節・信託財産の統一性・独立性」）。

「第三節 信託財産の権利義務」では、信託財産の独立性、実質的法主体性の承認の観点から、「委託者について存する目的物の占有・権利の瑕疵、信託行為の瑕疵（代理

権・処分権の欠如)」等が「信託財産」には及ばないのが原則であるとし、ただ自益信託(個別信託)の場合には例外を認むべきものとする。「第四節 信託財産に帰属する行為と責任」では、信託財産に効果の帰属する受託者の行為、および、信託財産の責任について述べる。

「第五節 受託者(信託財産の機関その一)」では、信託財産の機関としての「受託者」の(1)職務権限(性質、範囲、内容)、(2)職務権限の執行(その基本的行為基準、執行行為の効果)、に重点を置き詳細に論じられている(207—260頁)。著者の財産管理権研究の成果がここに示されている。著者によれば、「受託者の職務権限は、信託された財産を基礎とする広義の管理権である」(207頁)。かつ、排他的管理権である。また、「管理権は原則として権限であるとともに義務でもある。」とされる(209頁)。職務権限・義務の内容に関しては、信託財産の分別管理義務(28条)につき、その意義、機能、強行規定性の問題、分別管理原則の例外の場合、等について実務上の諸事例に関連させつつ詳細に論じている(219—226頁)。

受託者がその職務権限を執行する場合に守らなければならない重要な行為基準は、(1)忠実義務(22条)、(2)自己執行義務(26条)、(3)受託者が数人ある場合の、合手的行動の義務(24条2項)、(4)善管義務(20条)、(5)受益者が数人ある場合の、公平義務、の五つである。著者は、「これらの義務は、いずれも、受託者が信託財産(その背後にある受益者)に対して信託関係(fiduciary relation)に立つことに由来する原則として、信託法上重大な意義を有する」とし、「これらの義務は、受託者本来の職務権限ではなく、受託者が信託行為の要求する本来的職務権限を遂行する際に、職務権限遂行の態度ないし仕方として要求される義務であるが、これらの義務は、受託者にとって重要な義務であるから、原則として受託者の権限を制限することにもなる。したがって、ある場合には、その制限を越える行為は、権限外の行為として、信託財産に対しては、無効となる(信託財産を拘束しない)はずである」(230頁)との注目すべき見解を提示している。

受託者の義務違反の法律行為は、このように、本来、権限外の行為として、無権代理の場合と同様に、受託者個人だけを拘束する、と解すべきであるが(251頁)、例外的に、それが処分行為の場合には、「その行為は一応有効(信託財産に帰属)とされ、信託の登記・登録があるか、第三者に悪意または重過失のあるときにかぎって、受益者から取り消すことができるものとした(31条)。処分行為について、かような例外が認められたのは、処分行為の対象は名義上受託者に帰属していること、何が信託の本旨であるか不明確なことが少なくないから、すでに処分行為の行われた場合には、『取引の安全』を保護する必要があるのと、受益者に対し、処分された目的物を追及するか・信託違反

文献紹介

行為を是認して代位物を信託財産とするか・の選択の可能性を与える趣旨に基づくもの」(252頁)と説明される(かつての通説と原則・例外が逆となる点に注意)。

第二章では、主として、受託者の個人的地位について論じられる。受託者は、信託財産の機関たる地位とは別に、個人としての地位(権利義務)を有するからである。従来はこの二つの地位が明確に区別されていなかったが、この区別は重要である(277頁)。「受益者に対する給付については、名義上受託者が債務を負うものとされるが、実質的には、信託財産が債務と責任を負うものと考えてよい。だが、受託者は不履行の際には単独で人的責任を負わなければならない」(279頁)。信託違反行為により受託者が信託財産に損失を与えた場合の受託者の責任(27条・29条・51条)の性質については、かつての通説のもとでは受益者(さらには委託者)に対する債務不履行責任ということになるが、著者の見解では、「信託財産および受益者に対する債務不履行かつ不法行為的責任の性格を有するもの」、「しかも、第一次的には信託財産、第二次的には受益者に対する責任である」。著者はこのような理解の根拠と、合せて近時の異説(27条の責任を信託背反による道義的・人格的責任として捉える)に対する著者の批判的見解を述べる(279—281頁)。

第三章では、主として、受益者の問題が扱われる。受益者の意義に関連して、「帰属権利者」(信託終了の際に信託財産の帰属すべき者)も当初から受益者としての保護を受けるべきであるとされる(307頁)。受益者の地位は、私益信託と公益信託とでは、基本的には、大いに異なり、前者の受益者は受益権者と呼ばれるにふさわしい地位をもつものに対し、後者では受益権者は原則として存しない(308頁)。次に、受益権の基本的性質・内容、発生・取得・行使、移転・差押、消滅について述べられているが省略する。

「第四章 委託者・その相続人の地位」、「第四編 信託の終了」、「第五編 信託に対する監督」についても省略する。

IV おわりに

以上、本書の内容を概観したが、本書を読みつつ、さながら「学位論文」を読んでいるかの如き感をいだいた。それ程に本書は、体系的・一貫性と高い理論的水準をそなえており、学術書というにふさわしいものである。しかも、現代的な実務上の諸問題にも一々応接されており、詳細な「注」による補足説明と文献引用により問題の所在や学説の現況が明らかにされていることと相俟って、研究者にも学生にも、はたまた実務に携わっている方々にとっても、極めて有益な指針を示してくれるように思われる。全体として「四宮理論」が前面に出ている点、いわゆる通説の側からどのような評価が下される

信託法研究 第15号

ことになるのかわからないが、随所に Restatement を引用するなどして自説を補強されている点も合せて、私には説得力に富んだ説明と思える点が多かった。本書を礎石として、わが国の信託法の研究が一層の発展を遂げることを念じつつ筆をおく。

(京都大学教授)

[四宮和夫著『信託法〔新版〕』法律学全集 33—II, 有斐閣 (平成元年9月発行), A 5 判362頁, 定価4,120円 (税込み)]